

## 夢ある畜産経営ステップアップ支援事業実施要領

### 第1 事業の趣旨

これまで、稲作からの脱却による複合型生産構造への転換により、収益性の高い農業経営体の確保育成を図るため、農業夢プラン応援事業等により支援を行ってきたことで、畜産の産出額が伸びており、こうした動きを逃さずに今後も産出額を拡大していくためには、今後も担い手となる経営体等への支援を継続していくことが必要である。

複合型生産構造への転換をこれまで以上に加速すると共に、中山間地域等条件不利地での畜産を核とした地域活性化を図るため、意欲ある農業者のステップアップに必要な取組について、重点的に支援を行う。

### 第2 事業の種類

この事業は、第1の趣旨に即して畜産の生産振興を図るため、次の1から6のメニューで構成し、各メニューの内容は別表に定めるとおりとする。

- 1 秋田牛増頭
- 2 スマート農業推進
- 3 泌乳能力向上
- 4 比内地鶏生産拡大
- 5 持続的な畜産推進
- 6 新規就農者支援

### 第3 事業の実施手続

#### 1 事業実施計画の承認

(1) 本事業を実施しようとする事業実施主体は、様式1-1及び2-1により生産計画、事業の成果目標及び生産に必要な素畜・機械・施設等の導入計画等を内容とする事業実施計画を知事又は関係市町村長に提出してその承認を受けるものとする。

(2) 本事業の事業実施計画書の提出を受けた知事又は市町村長は、その内容について必要な指導及び調整を行うとともに、市長村長は事業実施主体より提出を受けた事業実施計画と様式1-2及び2-2によりまとめた年度別事業実施計画を地域振興局長に提出し、その承認を受け、知事又は市長村長は様式1-5により事業実施主体へ通知するものとする。

(3) 地域振興局長は、(2)により提出された年度別事業実施計画の内容を審査し、適当と認められる場合は様式1-3により承認するものとし、承認後は、その内容を速やかに様式1-4により農林水産部長に報告するものとする。

#### 2 事業実施計画の変更

事業実施計画の内容を変更する場合は、第3の1に準じて行うものとする。

#### 第4 事業の実施期間

本事業の実施期間は、令和4年度から令和7年度までの4年間とする。

#### 第5 助成

1 県は、毎年度、予算の範囲内において、本事業の実施に要する経費について、次により助成を行うものとする。

##### (1) 補助対象

本事業における補助の対象は、別記及び別表のとおりとする。

##### (2) 補助率等

###### ア 補助率及び補助金の上限金額

補助率は、税（消費税及び地方消費税をいう。）抜事業費に対する補助率とし、メニュー別補助金額の千円未満の端数は切り捨てるものとする。

###### (ア) 秋田牛増頭

繁殖用雌牛（外部導入）奨励金 1/3以内（上限197千円/頭）  
（自家保留）奨励金 80千円以内（定額）

###### (イ) 秋田牛増頭

肥育素牛 1.4千円（1/2相当）

###### (ウ) 泌乳能力向上

乳用初妊牛 奨励金 1/3以内（上限220千円/頭）

###### (エ) (ア)～(ウ)以外

###### (i) 補助率

3分の1以内（新規就農者支援のうち非農家のみ、2分の1以内）

###### (ii) 補助金の上限金額

- ・畜舎 10,000千円以内  
かつ施設本体13千円/㎡以内  
（附帯設備1/3以内）
- ・スマート農業機械 10,000千円以内
- ・比内地鶏生産拡大 10,000千円以内
- ・持続的な畜産推進 自給飼料生産拡大
  - 機械整備 10,000千円以内
  - 草地整備改良 20千円/10a
  - 稲わら用保管庫
    - 新築 20千円/㎡以内
    - 補改修 2,000千円以内
- 耕畜連携
  - 堆肥散布用機械 10,000千円以内
  - 堆肥舎・堆肥保管庫
    - 新築 20千円/㎡
    - 補改修 2,000千円以内

###### イ 補助金及び奨励金の下限金額（各メニュー共通）

肥育素牛及びスマート農業機械を除き、補助金額が100千円未満のもの

は補助対象としない。ただし、入札、見積合わせ、競り等の結果、100千円未満となったものについては補助対象とする。

#### ウ 市町村による協調助成のガイドライン

市町村は、事業実施主体の負担の一層の軽減を図るため、県と協調して助成を行うよう努めるものとし、そのガイドラインは各1/12とする。

### (3) 補助金の取扱い

ア 補助金交付事務等の取扱いに関しては、秋田県財務規則及び秋田県農林水産部畜産振興課関係補助金等交付要綱に定めるとおりとする。

イ 事業実施後に事業採択基準等を満たさないことが明らかになった場合は、補助金の返還を求めることができるものとする。ただし、やむを得ない事情があると認められる場合は、この限りではない。

## 第6 報告

### 1 事業実施状況報告

(1) 事業実施主体は、本事業の実施年度を含めて4年間、様式4-1及び5-1により当該年度における事業実施状況を、当該年度の3月末日までに知事又は関係市町村長に報告するものとする。

(2) (1)により報告を受けた知事又は関係市町村長は、その内容を点検し、必要に応じて事業実施主体に改善指導を行うとともに、事業の目標に対して立ち遅れている場合には、改善計画を策定するなど目標達成に向けた措置を講ずることとし、また、関係市町村長はこれを地域振興局長に報告するものとする。

(3) 関係市町村長は、事業実施主体から提出された事業実施状況を取りまとめるうえ、当該年度の翌年度の4月20日までに様式4-2及び5-2により地域振興局長に報告するものとする。

(4) (3)により報告を受けた地域振興局長は、これを当該年度の4月末日までに様式4-3により農林水産部長に報告するものとする。

(5) 地域振興局は、事業実施状況報告を分析し、より事業効果が高まるよう、関係市町村とともに事業実施主体の指導に努めるものとする。

## 第7 事業の推進指導体制

1 本事業は畜産の担い手となる認定農業者等の経営発展を基本としていることから、関係市町村は、農業協同組合・地域農業再生協議会・畜産クラスター協議会等と連携を図りながら事業を実施するものとする。

2 地域振興局は、関係市町村、関係農業機関・団体等と連携し、事業実施計画等の策定、本事業の実施、導入された素畜・機械・施設等の管理運営、目標に向けた取り組み及び事業実施後のフォローアップ等について、綿密な指導支援を行う

ものとする。

### 3 関連施策との一体的な実施

本事業の推進に当たっては、担い手の育成対策及び他の補助・融資制度等と連携を図り、一体的に推進していくものとする。

## 第8 その他

この要領に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、別に定めるところによるものとする。

## 第9 様式

本事業の様式は、次に掲げるとおりとする。

- 1 事業実施計画（変更）承認申請書（様式1-1）
- 2 年度別事業実施計画（変更）承認申請書（様式1-2）
- 3 年度別事業実施計画（変更）承認通知書（様式1-3）
- 4 年度別事業実施計画（変更）承認報告書（様式1-4）
- 5 事業実施計画（変更）承認通知書（様式1-5）
- 6 事業実施計画（実績）（様式2-1）
- 7 年度別事業実施計画書（変更）（様式2-2）
- 8 機械共同利用集団の概要（様式3-1）
- 9 堆肥共同利用集団の概要（様式3-2）
- 10 事業実施状況報告書（事業実施主体）（様式4-1）
- 11 事業実施状況報告書（市町村）（様式4-2）
- 12 事業実施状況報告書（地域振興局）（様式4-3）
- 13 事業実施状況（様式5-1）
- 14 事業実施状況（総括表）（様式5-2）
- 15 飼養管理台帳（様式6-1）
- 16 肥育素牛導入台帳（様式6-2）
- 17 施設等の増改築（模様替え）届出書（様式7）
- 18 繁殖雌牛（初妊牛）の財産処分報告（様式8）

## 附則

この要領は令和4年4月1日から施行する。

この要領の一部改正は、令和5年4月1日から施行する。

この要領の一部改正は、令和6年4月1日から施行する。

## 別記

### 事業実施基準及び実施にあたっての留意事項

#### 第1 用語の定義

##### 1 機械

畜産物等の生産用等の機械をいう。

##### 2 施設

畜舎・堆肥舎・鶏舎等をいい、その他の建築物等を除く。

##### 3 夢プラン事業

平成18～20年度に実施した「“目指せ元気な担い手”農業夢プラン応援事業」、平成21～22年度に実施した「“今こそチャレンジ”農業夢プラン応援事業」、平成23～25年度に実施した「あきたを元気に！農業夢プラン実現事業」、平成26～29年度に実施した「未来にアタック農業夢プラン応援事業」、平成30～令和3年度に実施したする「新時代を勝ち抜く！農業夢プラン応援事業」をいう。

#### 第2 事業実施主体

1 本事業の実施主体は次に掲げる者とする。メニュー別の詳細については、別表に定めるとおりとする。

##### (1) 認定農業者

農業経営基盤強化促進法に基づく農業経営改善計画の認定を受けている、又は、認定申請しており認定されることが確実な法人及び個人であること。なお、1戸1法人は認定農業者（法人）として取り扱う。

##### (2) 畜産クラスター計画の中心的経営体

畜産クラスター計画の実現のために必要な役割を担う経営体として畜産クラスター協議会が自ら定めている法人及び個人であること。

農協等の生産部会を中心的経営体として定めている場合は、当該部会の会員であること。

##### (3) 機械共同利用集団

ア 飼料増産に係る機械の共同利用を目的とする組合であること。

イ 代表者、規約及び機械の管理運営規定が定められていること。

ウ 総会等を開催していること。

エ 3戸以上の農家で構成されており、認定農業者又は畜産クラスター計画の中心的経営体を含むこと。

##### (4) 堆肥共同利用集団

ア 堆肥の利用に係る機械、施設の共同利用及び堆肥の利用促進を目的とする組合であること。

イ 代表者、規約及び機械等の管理運営規定が定められていること。

ウ 総会等を開催していること。

エ 畜産及び耕種農家3戸以上の農家で構成されており、認定農業者又は畜産クラスター計画の中心的経営体を含むこと。

(5) 認定就農者

農業経営基盤強化促進法に基づき、市町村の認定を受けている、又は、認定申請しており認定されることが確実であり、かつ、次に掲げるいずれかの要件を満たすこと。

ア 農業次世代人材投資資金（経営開始型）又は経営開始資金の交付を受けていること。

イ 就農準備資金の交付を受けており、かつ、研修終了時に独立・自営就農予定であること。

ウ 次の(ア)から(オ)のすべてを満たす独立・自営就農であること。（農地を利用しない経営の場合は(ア)は不要）

(ア) 農地の所有権又は利用権を事業実施主体が有していること。

(イ) 主要な農業機械・施設を事業実施主体が所有、又は借りている、あるいは、本事業により取得予定であること。

(ウ) 生産物や生産資材等を事業実施主体の名義で出荷・取引すること。

(エ) 農産物等の売上げや経費の支出などの経営収支を事業実施主体の名義の通帳及び帳簿で管理すること。

(オ) 事業実施主体が農業経営に関する主宰権を有していること。

(6) 公共牧場管理運営主体

公共牧場を有する市町村から、牧場の管理委託もしくは指定管理を受けていること。

第3 補助対象機械・施設等

補助対象とする素畜・機械・施設等については、原則として次のとおりとし、メニュー別の詳細については、別表に定めるとおりとする。

- 1 補助対象機械・施設等の規模及び構造、事業の規模等は、事業実施計画の目標などそれぞれの目的に合致したものであって、過剰投資とならないよう、投資効率等を検討し、必要不可欠、かつ、必要最小限度のものとする。
- 2 補助対象機械の規模は、原則として秋田県特定高性能機械導入計画に合致したものであること。
- 3 補助対象の素畜・機械・施設等については、その規模や内容が国庫補助事業等の事業要件を満たす場合は、国庫補助事業を優先し、国庫補助事業が不採択になった場合に補助対象とする。
- 4 既存機械・施設等を廃棄し、その代替として同種、同規模及び同効用の機械・施設等の導入（いわゆる更新）は補助対象としない。また、リースで使用している機械・施設等のリース期間満了等による導入についても補助対象としない。

- 5 汎用性の高いトラクター、トラック、フロントローダー等の車両は補助対象としない。ただし、生産等に必要不可欠なトラクターのアタッチメント、堆肥舎と一体的に導入する場合のフロントローダー、新規就農者支援のトラクターは、補助対象とすることができるものとする。
- 6 水稲用と共用できるものは補助対象としない。ただし、畜産に使用すると認められるものについては、補助対象とすることができるものとする。この場合、畜産振興課と協議を行うこととする。
- 7 施設整備において、電気設備が必要な場合は、敷地内に設置する受電設備以降を補助対象とする。

#### 第4 事業の成果目標

事業の成果目標は原則として次のとおりとし、詳細については、別表に定めるとおりとする。

##### 1 成果目標の基準

事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。(ただし、新規就農者は事業実施後の販売額が県補助金額の1/2以上増加すること。)

##### 2 販売額等の考え方

(1) 単価については、原則として事業実施前、事業実施後とも前年度の単価を使用するものとする。

また、前年度が異常気象等で平年と極端な差がある場合は、直近の平年作の単価を使用するものとし、単価が不明の場合は、農業協同組合等の単価や同一市町村の他生産者の単価等を使用するものとする。

(2) 単収又は販売頭数については、原則として事業実施前、事業実施後とも前年度の単収又は販売頭数を使用するものとする。

また、前年度が異常気象等で平年と極端な差がある場合は、直近の平均の単収・販売頭数を使用するものとし、不明の場合は、農協生産部会や同一市町村の他生産者の単収又は販売頭数等を使用するものとする。

なお、単収又は販売頭数は通常の生産サイクルになった時期の生産数量を使用するものとする。

(3) 事業実施前及び事業実施後の販売額は、単価と単収又は販売頭数から算出するものとする。

なお、事業実施前の販売額については、生産・販売実績がなくても本事業実施後の単価と単収から算出するものとする。

#### 第5 事業実施にあたっての留意事項

- 1 本事業の事業費は、事業実施地域及び事業の実情に即した適正な現地実行価格により算定するものとする。

2 事業の実施に当たっては、入札や見積合わせ等により適正に事業を施行するものとする。

3 事業費の低減を図るため適切と認められる場合は、直営施行を認めることとし、次により取り扱うものとする。

(1) 直営施行の考え方

直営施行によるケースは、パイプハウス鶏舎の組立等が想定されるが、事業実施主体の労働力で賄うことが可能な場合が大部分と思われることから、事業実施主体の経済的負担軽減、予算の効率的執行の観点から自助努力で行うべきものとし、原則として組立工賃は補助対象としないものとする。

ただし、新規就農者又は大規模なパイプハウス鶏舎の導入等で、組立作業員を臨時雇用しなければ事業実施が困難であり、かつ、外注よりも安価であると地域振興局長が認める場合に限り、組立工賃を補助対象にできるものとする。

(2) 補助対象経費

補助対象経費は、資材費及び臨時雇用する作業員の賃金とし、事業実施主体（構成員を含む）の賃金及び諸経費（一般管理費等）は補助対象外とする。

(3) 作業員賃金を補助対象とする場合の手続

ア 事業実施計画策定時

事業実施主体は、事業実施計画書に次の書類を添付するものとする。

- a 設計書
- b 工程表
- c 作業員の賃金の根拠資料（市町村等の労務単価表等）
- d 外注の場合の参考見積書

イ 事業実施時

事業実施主体は、事業実施期間中、作業日誌を整備し、作業員の従事記録（作業時間、休憩時間等）を明らかにするものとする。

ウ 事業完了後

事業実施主体は、雇用した作業員の賃金を支払い、領収証、口座振込依頼書等賃金を支払ったことを客観的に確認できる書類を整備するものとする。

4 既存施設又は資材の有効利用及び事業費の節減の観点からみて、事業実施地域又は事業内容の実情に即し適切と認められる場合は、中古機械、中古畜舎・堆肥舎の利用による事業を補助の対象とすることができるものとする。

この場合、中古機械は、耐用年数が経過していないものであって、県が認定した農業機械整備施設で整備され、有資格者が新品と同等程度の能力を有すると認めたものに限るものとする。

また、中古畜舎・堆肥舎は、次のとおり扱うものとする。

(1) 補助対象とする中古施設は、安全性及び利用管理を行う上に不都合が無く、原則として建物の耐用年数が残っていること。

(2) 補助対象とする中古施設の購入価格は、当該施設の取得価格又は、所得税法等の規定により算出した当該中古施設の帳簿価額とのいずれか低い額であること。



## 第6 事業の採択

事業の採択に当たっては、費用対効果の高いものから優先して採択するものとする。

## 第7 機械・施設等の管理運営

- 1 事業実施主体は、本事業によって整備した機械・施設等を事業実施計画に従って、適正に管理運営するものとする。
- 2 知事又は関係市町村長は、本事業によって整備された機械・施設等が、事業実施計画に従って適正に管理運営されているか、事業実施後の管理運営や利用状況、事業効果を把握するとともに、事業が適切に推進されるよう事業実施主体を指導するものとする。
- 3 取得した財産を処分制限期間内に、施設等の移転、更新又は生産能力、利用規模もしくは利用方法等に影響を及ぼすと認められる変更を伴う増築、模様替え等を行う必要が生じたときは、あらかじめ、補助事業で取得した施設等の増改築（模様替え）届（様式7）により、その旨を知事又は市町村長を経由し、地域振興局長に報告しなければならない。

## 第8 その他

- 1 事業で導入した素畜・施設等の農業共済または民間保険等への加入について  
事業で導入した素畜・施設等については、自然災害等で被害を受けた場合に営農を継続できるようにできる限り農業共済または民間保険等に加入すること。
- 2 財産処分の取り扱いについて  
本事業で助成を受けた繁殖用雌牛及び乳用初妊牛に、繁殖障害等の疾病、死亡、盗難、失踪、その他重大な事故等が生じた場合は、様式8により遅滞なくその旨を市町村長を経由し、地域振興局長に財産処分報告をしなければならない。  
この場合、地域振興局長は、事業実施主体に対し獣医師の診断書等の提出を求めるものとする。  
また、事業実施主体は、導入牛と同等の能力を有する代替牛の確保に努め、事業計画目標の達成を図ること。
- 3 事業実施主体の事故・疾病等により繁殖用雌牛等の飼養管理の継続が困難になった場合について  
本事業で助成を受けた繁殖用雌牛等を飼養する事業実施主体が、事故・疾病等により飼養管理の継続が困難になった場合、遅滞なくその旨を市町村長を経由し、地域振興局長に報告しなければならない。  
この場合、地域振興局長は、事業実施主体に対し医師の診断書等の提出を求めるものとする。  
なお、本事業で助成を受けた繁殖用雌牛等は、他の農業者等により、引き続き目的に沿った適切な管理が行われるよう努めるものとする。

別表1 秋田牛増頭

品目	助成内容	事業採択基準等
<p>1 繁殖雌牛導入</p>	<p>肉用牛の生産拡大のため繁殖雌牛を増頭した場合に奨励金を交付する。</p> <p>(1) 助成対象 繁殖雌牛（外部導入、自家保留）</p>	<p>1 事業実施主体 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体</p> <p>2 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。</p> <p>3 国事業（生産基盤拡大加速化事業（肉用牛）） 国事業の要件に該当する場合は必ず要望・申請すること。ただし、令和6年度の事業参加者はこの限りとししない。</p> <p>4 奨励金の交付対象者 原則として、事業実施前年の1月1日から12月31日の間に満9ヶ月齢以上の繁殖雌牛を増頭した者、又はその頭数を維持した者であること。ただし、別表7に定める繁殖雌牛の事故等により繁殖雌牛の頭数を維持できないことがやむを得ないと認められる者、又は事業実施年の前年に繁殖雌牛を飼養していない者であって、新たに繁殖雌牛の飼養を開始する者はこの限りとししない。</p> <p>5 奨励金の対象となる繁殖用雌牛 (1) 奨励金の交付対象とする頭数は、イの期末頭数からアの期首頭数を差し引いた頭数とする。 ア 期首頭数 事業実施前年度の1月1日現在における満9ヶ月齢以上の繁殖雌牛飼養頭数とする。 イ 期末頭数 事業実施年度の12月31日現在における満9ヶ月齢以上の繁殖雌牛飼養頭数とする。 (2) (1)の期首から期末の間に増頭したものであって、次に掲げるアからエの全ての要件を満たすものとする。 ア 繁殖目的に飼養されている黒毛和種、褐毛和種、日本短角種であること。 イ 事業実施年度の12月31日現在での月齢が9ヶ月齢以上であること。 ウ 導入時点での月齢が、外部導入においては満72ヶ月齢未満、自家保留においては満14ヶ月齢未満であること。</p> <p>6 繁殖雌牛台帳の作成・整備（様式6-1） 事業実施主体は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第1項に規定する個体識別番号等で飼養頭数を確認する繁殖雌牛台帳を作成し、これを保管すること。</p>

<p>2 肥育素牛導入</p>	<p>肥育団地を整備した生産者の経営の早期安定を図るため肥育素牛の導入に対して助成する。</p> <p>(1) 助成対象 肥育素牛</p>	<p>1 事業実施主体 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体</p> <p>2 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。</p> <p>3 補助金の交付対象者 畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）で肥育団地を整備したもの。</p> <p>4 導入する肥育素牛は次のとおりとする。 (1) 肥育仕向けとするため、当該年度中に家畜市場から購入した黒毛和種子牛とする。 (2) 本事業により導入した肥育素牛は、善良なる管理の下で飼育し、概ね20ヶ月間の肥育後、原則「秋田牛」として出荷すること。</p> <p>5 肥育素牛導入台帳の作成・整備（様式6-2） 事業実施主体は、肥育素牛の導入について、台帳を作成し、これを保管すること。</p> <p>6 その他 肉用牛肥育経営維持拡大対策事業の対象としている預託牛については、本事業の対象としない。</p>
<p>3 施設整備</p>	<p>肉用牛の生産拡大に要する施設整備に必要な経費に助成する。</p> <p>(1) 助成対象</p> <p>1 飼養管理施設 畜舎（繁殖牛舎、育成舎、肥育牛舎）</p> <p>2 附帯機械（飼養管理施設整備時に限る） 扇風機（据付型）、バークリーナー、消毒用機器等</p>	<p>1 事業実施主体 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体</p> <p>2 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。</p> <p>3 肉用牛の飼養管理施設については、本要領の要件を満たすことを前提として、既存飼養管理施設の増改築による事業ができるものとする。</p> <p>4 肉用牛の生産拡大に要する飼養管理施設の補助上限額については次のとおりとする。 畜舎 10,000千円以内 かつ施設本体13千円/㎡以内 (附帯設備1/3以内)</p> <p>5 飼養管理施設の整備に関する知事特認 飼養管理施設の整備について、補助上限額が10,000千円を超えるものは原則として畜産・酪農収益力強化整備等特別対策事業（畜産クラスター事業）へ誘導を行うが、特別な理由等により知事が畜産クラスター事業への誘導が難しい</p>

		と判断した場合に限り補助上限額10,000千円を超えて補助できるものとする。
		6 過度に大きな施設整備となることを避けるため畜舎面積の基準は次のとおりとする。 繁殖牛舎 12.0 ～ 16.0㎡/繁殖雌牛1頭当たり ※通路等を含む 育成舎 2.4 ～ 3.9㎡/育成牛1頭当たり 肥育牛舎 5.5 ～ 6.1㎡/肥育牛1頭当たり
		7 その他 ・「畜舎等の建築等及び利用の特例に関する法律」の利用を検討するよう促すこと。 ・事業実施主体や設計士に対し、県産材利用促進の理解醸成を図ること。

別表2 スマート農業推進

1 スマート農業機械	ICT導入による省力化や効率化、生産性・収益性の向上を図る機械の整備に必要な経費に助成する。  (1) 助成対象 分娩・発情監視システム、ほ乳ロボット、自動給餌器、行動モニタリング装置、ICT放牧牛管理システム、飼料タンク残量監視装置、畜舎用ファン・細霧装置（センサー等による自動制御機能を有するものに限る）等	1 事業実施主体 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体 公共牧場を有する市町村及び管理運営主体（ICT放牧牛管理システムに限る。） 2 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。 3 原則として「秋田県スマート農業導入指針」に基づき確認すること。 4 スマート農業機械の整備に要する補助上限額については次のとおりとする。 10,000千円以内
------------	--	---

別表3 泌乳能力向上

1 乳用牛	乳用牛の生産拡大のため、乳用初妊牛を増頭した場合に奨励金を交付する。  (1) 助成対象 乳用初妊牛	1 事業実施主体 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体 2 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。 3 国事業（生産基盤拡大加速化事業（乳用牛）） 国事業の要件に該当する場合は必ず要望・申請すること。ただし、令和5-6年度の事業参加者はこの限りとしない。 4 奨励金の交付対象者 原則として、事業実施前年の1月1日から12月31日の間に24ヶ月齢以上の乳
-------	---	---

		<p>用雌牛飼養頭数を増頭した者、又はその頭数を維持した者であること。ただし、別表8に定める乳用牛の事故等により乳用雌牛頭数を維持できないことがやむを得ないと認められる者、又は事業実施年の前年に乳用牛を飼養していない者であって、新たに乳用牛の飼養を開始する者はこの限りとししない。</p> <p>5 奨励金の対象となる乳用初妊牛</p> <p>(1) 奨励金の交付対象とする頭数は、イの期末頭数からアの期首頭数を差し引いた頭数とする。</p> <p>ア 期首頭数 事業実施前年度の1月1日現在における24ヶ月齢以上の乳用雌牛飼養頭数とする。</p> <p>イ 期末頭数 事業実施年度の12月31日現在における24ヶ月齢以上の乳用雌牛飼養頭数とする。</p> <p>(2) (1)の期首から期末の間に増頭したものであって、次に掲げるアからウの全ての要件を満たすものとする。</p> <p>ア 生乳生産を目的に飼養されているホルスタイン種又はジャージー種であること。</p> <p>イ 初妊牛であること。</p> <p>ウ 当該初妊牛の母親の乳量（305日乳量、成牛換算）が以下の基準であることが確認できること。</p> <p>・ホルスタイン種：10,000kg以上 ・ジャージー種：6,000kg以上</p> <p>6 乳用雌牛台帳の作成・整備（様式6-1） 事業実施主体は、牛の個体識別のための情報の管理及び伝達に関する特別措置法（平成15年法律第72号）第2条第1項に規定する個体識別番号等で飼養頭数を確認する乳用雌牛台帳を作成し、これを保管すること。</p>
--	--	---

別表4 比内地鶏生産拡大

<p>1 比内地鶏</p>	<p>比内地鶏（素雛を含む）の生産に要する施設・附帯資材・機械等の整備に必要な経費に助成する。</p> <p>(1) 助成対象</p> <p>1 飼養管理施設 鶏舎（パイプハウスの補強資材を含む）</p> <p>2 附帯資材（飼養管理施設時に限る） 給水器、給餌器、初生雛用ヒーター、防鳥ネット等</p> <p>3 機械 除雪機（ロータリー式に限る）</p>	<p>1 事業実施主体 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体</p> <p>2 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。</p> <p>3 比内地鶏（素雛を含む）の生産に取り組む場合は次のとおりとする。</p> <p>(1) 比内地鶏の生産</p> <p>ア 新規に飼養を開始する場合、年間概ね2,000羽（1,000羽×2回転）以上の出荷をする計画施設の整備とする。</p> <p>イ 飼養規模を拡大する場合、年間概ね6,000羽（3,000羽×2回転）以上の出荷をする計画施設の整備とする。</p>
---------------	---	---

		<p>ウ 県の認証制度に係る生産・管理基準に適合し、施設が認定されている又は認定されることが確実なこと。</p> <p>(2) 比内地鶏素雛の生産</p> <p>ア 県が必要と認め、県の認証制度に係る生産・管理基準に適合し、施設が認定されている又は認定されることが確実なこと。</p> <p>4 比内地鶏の生産拡大に要する飼養管理施設等の補助上限額については次のとおりとする。</p> <p>10,000千円以内</p>
--	--	--

別表5 持続的な畜産推進

<p>1 自給飼料生産拡大</p>	<p>《自給飼料生産機械》 飼料増産に要する機械の整備に必要な経費に助成する。</p> <p>(1) 助成対象 WCS専用収穫機、細断型ロールペーラー、飼料用米破砕機、乾草調製機械、播種機、ラッピングマシン、飼料攪拌機等自給飼料の生産及び調製給与に係る機械 (ただし、調製給与に係る機械は、新たな自給飼料の生産に取り組む場合に限る。)</p> <p>《草地整備改良》 農家自身で行う牧草地の整備改良に必要な資材の経費を助成する。</p> <p>(1) 助成対象 除草剤、土壌改良材、種子等</p> <p>《稲わら用保管施設》 稲作農家等と畜産農家が連携し、新たな稲わら収集を行う場合に限り、稲わら用保管庫の整備に必要な経費に助成する。 ただし、新たな稲わら収集面積が10ha以上となる場合で、その増加面積分の保管用に限る。</p> <p>(1) 助成対象 稲わら用保管庫（整備・補改修）</p>	<p>1 事業実施主体</p> <p>(1) 自給飼料生産機械 認定農業者（法人、10ha以上の飼料生産基盤を有する個人）、機械共同利用集団</p> <p>(2) 草地整備改良 認定農業者、畜産クラスター計画の中心的経営体</p> <p>(3) 稲わら用保管庫 認定農業者（法人、稲わらを10ha以上収集する個人）、機械共同利用集団</p> <p>2 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1.2倍以上増加すること。</p> <p>3 自給飼料生産拡大における機械整備及び草地整備改良及び稲わら用保管庫整備に係る補助上限額については、次のとおりとする。</p> <p>(1) 自給飼料生産機械 10,000千円以内</p> <p>(2) 草地整備改良 20千円/10a</p> <p>(3) 稲わら用保管庫 新築 20千円/㎡以内 補改修 2,000千円以内</p> <p>4 自給飼料生産拡大における販売額の考え方 自給飼料の販売額は、生産された飼料を全量販売するものと見なし、地域で流通している同等の飼料の単価等を参考に推計するものとする。</p>
<p>2 耕畜連携</p>	<p>《堆肥散布用機械》 堆肥散布に要する機械の整備に必要な経費に助成する。</p>	<p>1 事業実施主体 堆肥共同利用集団</p>

	<p>(1) 助成対象 マニュアスプレッダー、堆肥積込機、堆肥運搬機等</p> <p>《堆肥関連施設整備》 堆肥関連施設の整備、改修及び附帯機械の整備に必要な経費に助成する。</p> <p>(1) 助成対象</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 堆肥関連施設 堆肥舎（整備・補改修） 堆肥保管庫</li> <li>2 附帯機械（堆肥舎・堆肥保管庫整備時に限る） フロントローダー 袋詰め機 等</li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>2 成果目標 事業実施後の堆肥の販売額が前年度実績より5%以上の増加又は堆肥の施用面積が前年度実績より20%以上増加すること。</li> <li>3 堆肥利用計画 事業実施にあたり、堆肥の利用計画を作成していること。</li> <li>4 耕畜連携における堆肥用散布機械及び堆肥舎整備に係る補助上限額については、次のとおりとする。 <ol style="list-style-type: none"> <li>(1) 堆肥散布用機械 10,000千円以内</li> <li>(2) 堆肥関連施設 堆肥舎・堆肥保管庫 新築 20千円/㎡ 補改修 2,000千円以内</li> </ol> </li> <li>5 その他 堆肥舎を畜舎と一体的に整備する場合の事業実施主体及び成果目標は別表1秋田牛増頭の3施設整備に準じる。</li> </ol>
--	---	---

別表6 新規就農者支援

品 目	助 成 内 容	事業採択基準等
1 新規就農者支援	<p>就農計画の達成に要する機械・施設等の整備に必要な経費に助成する。</p> <p>(1) 助成対象</p> <ol style="list-style-type: none"> <li>1 肉用牛 繁殖用雌牛導入（外部導入、自家保留） 畜舎整備</li> <li>2 スマート農業機械</li> <li>3 乳用牛 乳用初妊牛導入</li> <li>4 比内地鶏 飼養管理施設 附帯資材 機械</li> <li>5 持続的な畜産推進 <ol style="list-style-type: none"> <li>ア 自給飼料生産拡大 自給飼料生産用機械 草地整備改良</li> <li>イ 耕畜連携 堆肥散布用機械 堆肥舎整備</li> </ol> </li> </ol>	<ol style="list-style-type: none"> <li>1 事業実施主体 認定就農者</li> <li>2 成果目標 事業実施後の販売額が県補助金額の1/2以上増加すること。</li> <li>3 事業採択基準等 各メニューの別表1から6に準じる</li> <li>4 特養家畜 緬羊、山羊、家兔に限る</li> </ol>

- |  |  |  |
|--|--|--|
|  | <p>6 特養家畜<br/>素畜導入<br/>施設整備（畜舎・堆肥舎）</p> <p>7 その他、就農計画の実現に必要な機械・施設等</p> |  |
|--|--|--|



別表 7

事故等	要 件
死 亡	<p>農場等で死亡した場合            (獣医師より検案書の交付又は農業共済において死亡事故認定を受けたものであって、と畜場で通常と畜されたものを除く。)</p>
廃 用	<p>農業共済において以下の廃用事故認定を受けた場合            (1) 疾病、傷病によって死にひんした場合            (2) 不慮の厄災によって救うことのできない状態に陥った場合            (3) 骨折、は行、両目失明、BSE、牛伝染性リンパ腫(以下「BL」という。)、創傷性心臓炎若しくは、特定の原因による採食不能であって治癒の見込みのないものによって使用価値を失った場合            (4) 行方不明(盗難の場合を含む)となった日から30日以上生死が明らかでない場合</p>
とう汰	<p>BL のリアルタイム PCR による定量検査等の結果、他の牛への感染拡大リスクが高い牛をとう汰した場合            (とう汰(自主とう汰を含む。))により、BL の感染拡大防止を実施し、かつ、清浄化の早期達成が見込まれる場合に限る。なお、農業共済において廃用事故認定を受けた場合を除く。)</p>
その他	<p>災害救助法(昭和22年法律第118号)の適用若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律(昭和37年法律第150号)の指定を受けた市町村において、当該繁殖牛を飼養する畜産関連施設(6次産業化関連施設を除く。)の被害に関する罹災照明の交付を受けた場合</p>

別表 8

事故等	要件
死亡	<p>農場等で死亡した場合            (獣医師より検案書の交付又は農業共済において死亡事故認定を受けたものであって、と畜場で通常と畜されたものを除く。)</p>
廃用	<p>農業共済において以下の廃用事故認定を受けた場合</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>(1) 疾病、傷病によって死にひんした場合</li> <li>(2) 不慮の厄災によって救うことのできない状態に陥った場合</li> <li>(3) 骨折、は行、両目失明、牛伝染性リンパ腫（以下「BL」という。）、伝達性海面状脳症若しくは創傷性心のう炎で治癒の見込みのないもの、又は放線菌症、歯牙疾患、顔面神経まひ若しくは不慮の舌断裂で採食不能となるもので治癒の見込みのないものによって使用価値を失ったとき（と畜後廃用事故を含む。）</li> <li>(4) 行方不明（盗難の場合を含む）となった日から30日以上生死が明らかでない場合</li> <li>(5) 治癒の見込みのない生殖器の疾病又は障害であって当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって繁殖能力を失った場合</li> <li>(6) 治癒の見込みのない泌乳器の疾病又は障害であって当該家畜に係る共済責任の始まった時以降に生じたことが明らかなものによって泌乳能力を失ったことが泌乳期に明らかとなった場合</li> </ul>
とう汰	<p>BL のリアルタイム PCR による定量検査等の結果、他の牛への感染拡大リスクが高い牛をとう汰した場合            (とう汰（自主とう汰を含む。）により、BL の感染拡大防止を実施し、かつ、清浄化の早期達成が見込まれる場合に限る。なお、農業共済において廃用事故認定を受けた場合を除く。)</p>
その他	<p>災害救助法（昭和22年法律第118号）の適用若しくは激甚災害に対処するための特別の財政援助等に関する法律（昭和37年法律第150号）の指定を受けた市町村において、当該乳用種雌牛を飼養する畜産関連施設（6次産業化関連施設を除く。）の被害に関する罹災照明の交付を受けた場合</p>